

福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

地区別編

天神(明治通り・渡辺通り)地区 都市景観形成地区



はじめに

本市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた風格のある美しいまちなみを創造していくため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと、景観形成の誘導や都市景観賞などの各種施策を展開し、市民が愛着を持ち魅力を感じる景観づくりを推進しています。

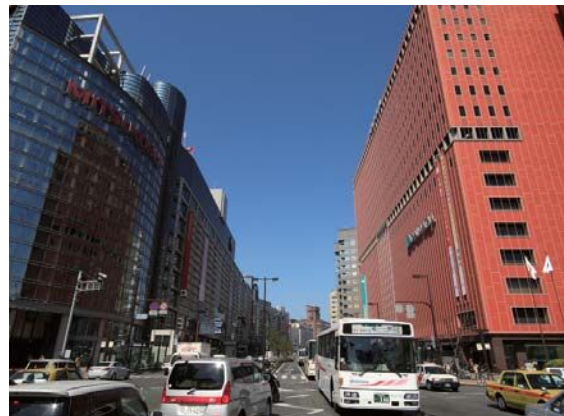
「福岡市景観計画」は、景観法の制定を受けて、これまでの取り組み姿勢を踏襲しつつ、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実とより一層の実効性の確保を目的に策定したものです。

この景観計画では、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成に向け、福岡市全域を景観計画区域とするとともに、市を代表する地区や個性ある地区など特に景観形成を図るべき地区を都市景観形成地区として指定し、きめ細やかな景観形成の誘導を行うこととしています。

「天神（明治通り・渡辺通り）地区」は、都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都市景観の形成を図ることを目的として、平成12年3月に都市景観形成地区の指定をしています。



(明治通り)



(渡辺通り)

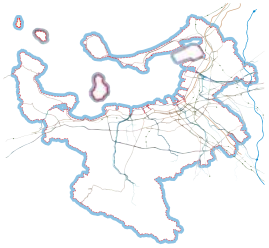
目次

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 区域..... | 1 |
| 2 | 届出対象行為..... | 2 |
| 3 | 景観形成方針..... | 3 |
| 4 | 行為の制限..... | 3 |

* 福岡市における景観形成誘導の考え方 *



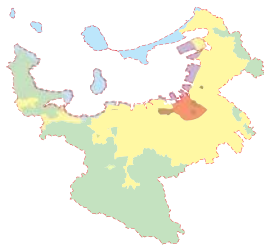
市全域の景観形成方針



魅力と心地よさが感じられる大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した都市景観の形成を目指します。



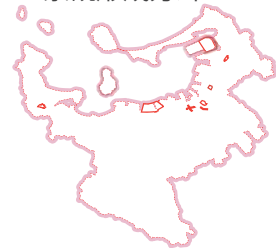
ゾーンごとの景観形成方針



地域の特性や上位計画における将来の都市構造などを基としたゾーニングによるきめ細やかな景観形成を目指します。



都市景観形成地区における景観形成方針



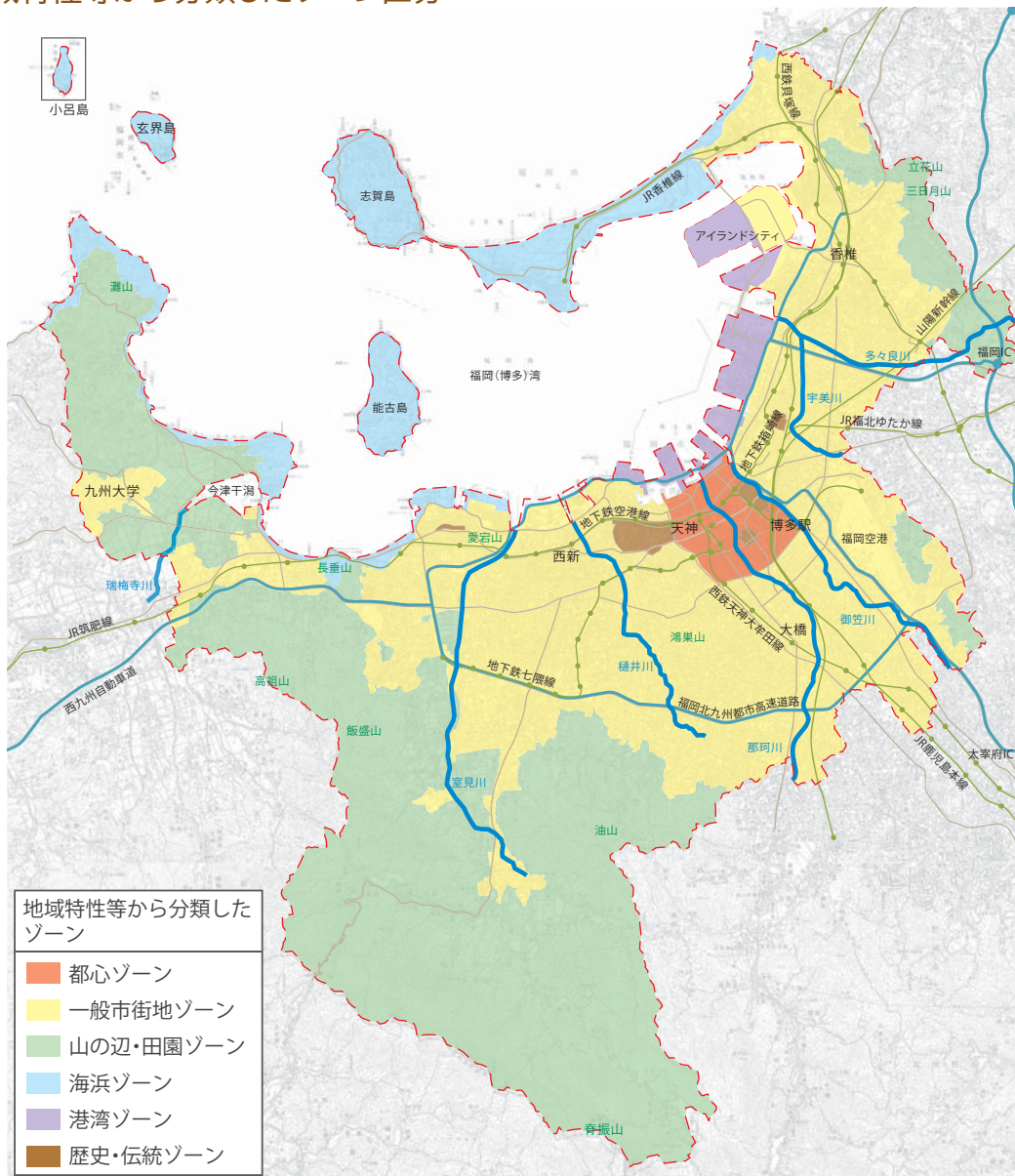
地区の個性や特性に応じた景観形成を目指します。

1 市全域における景観形成の誘導

2 都市景観形成地区における景観形成の誘導

市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準のほか、都市景観形成地区における景観形成方針・基準が適用されます。なお、市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準については、福岡市景観計画本編をご参照下さい。

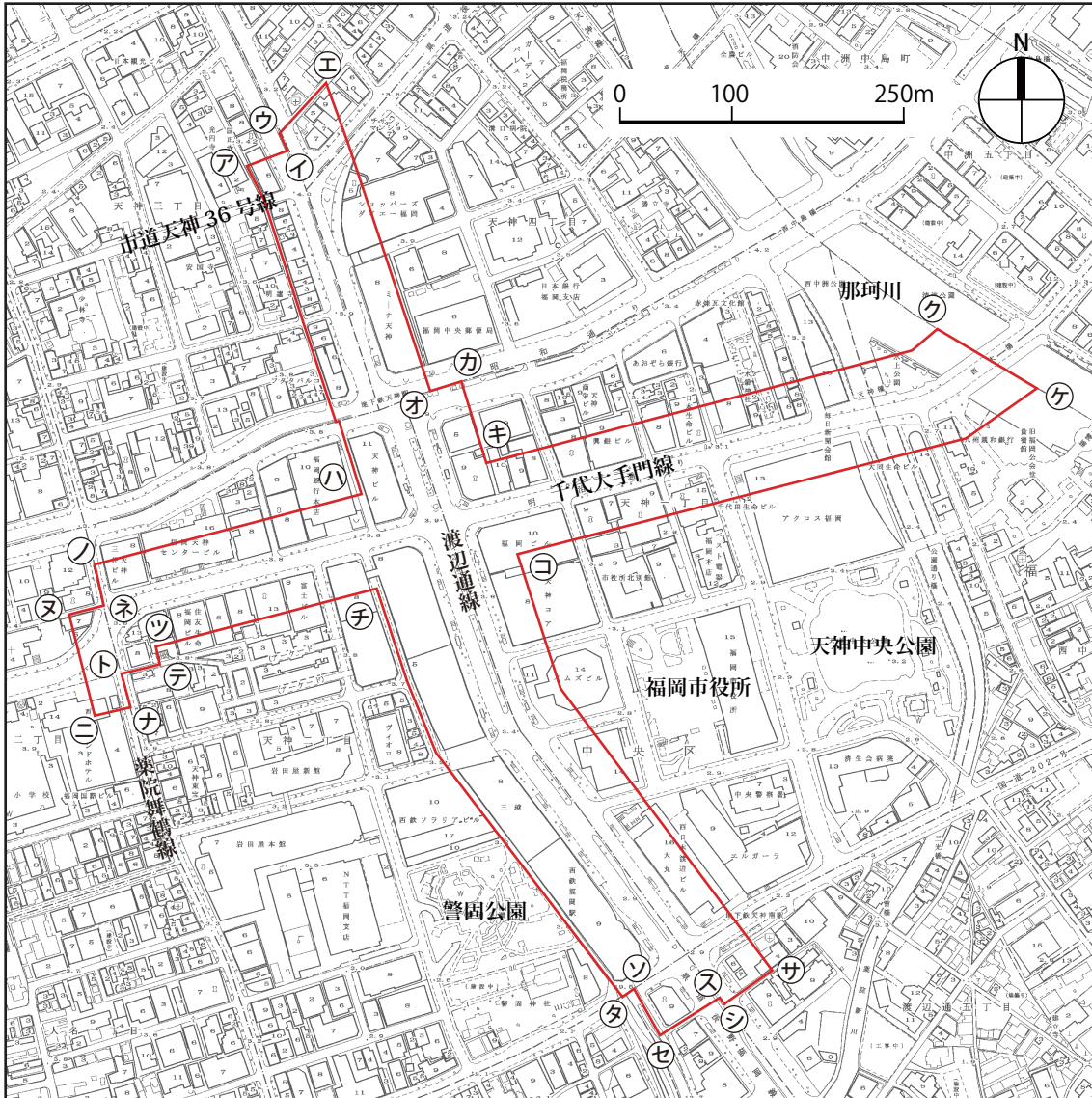
* 地域特性等から分類したゾーン区分 *



1 区域



天神（明治通り・渡辺通り）地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。



| 凡例 | 境界説明表 | |
|------------|---|----------------------------|
| 都市景観形成地区区域 | ア-イ | 市道天神36号線の境界線から30メートル |
| | イ-ウ、ウ-エ、オ-カ、サ-シ、シ-ス、 ス-セ、セ-ソ、ソ-タ、タ-チ、チ-ト、 ト-ナ、ナ-ネ、ネ-ノ、ハ-ア | 道路中心 |
| | エ-オ、カ-キ、コ-サ | 福岡都市計画道路渡辺通線の境界線から30メートル |
| | キ-ク、ケ-コ、チ-ツ、ナ-ニ、ノ-ハ | 福岡都市計画道路千代大手門線の境界線から30メートル |
| | ク-ケ | 那珂川の中心 |
| | ツ-テ、ニ-ヌ | 福岡都市計画道路薬院舞鶴線の境界線から30メートル |

2 届出対象行為

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とします。

※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。

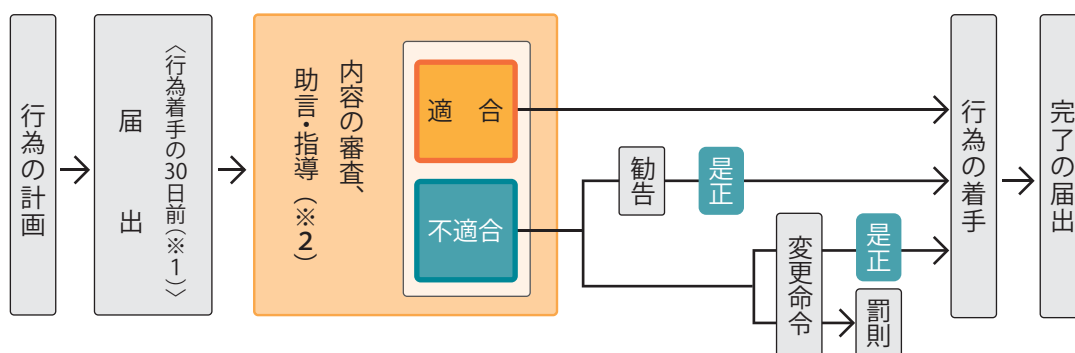
※ 届出対象行為のうち、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を景観法第17条による特定届出対象とします。

※ 工作物は次に掲げるものとします。

- (1) 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これに類するもの
- (5) 電波塔その他これに類するもの
- (6) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (7) 護岸、堤防その他これらに類するもの
- (8) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (11) 水道、電気その他これらに類するものの供給に係る施設
- (12) ごみ置場その他これに類するもの
- (13) その他市長が指定するもの

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

* 景観形成の誘導の流れ（届出手続き）*



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。

※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

3 景観形成方針



都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都市空間の形成を図ることを目的として、当地区の景観形成方針を次のとおり定めます。

- 美しさ、風格、賑わいの感じられる開かれた空間の形成を図る。
- 緑やオープンスペースのネットワークを構築することにより、快適で回遊性の高い豊かな歩行者空間の形成を図る。
- 多様な人の交流に対応し、ぬくもりが感じられ、安全で魅力あるアメニティ空間の創出を図る。

4 行為の制限



景観形成基準は、下記のとおりです。

| 行為の制限 | |
|-------|--|
| 建築物等 | <ol style="list-style-type: none">1. 周辺の景観との調和を図る。2. 建築物の低層部（1階及び2階）は、可能な限り不特定多数の人が利用できる用途とする。3. 付属設備は、通りや向かいのビルから直接見えにくいよう位置や囲いの形態等について景観上の配慮をする。4. 自動販売機は、明治通り、渡辺通りに直接面して設置しない。 |
| 屋外広告物 | <p>共通事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 周辺の景観との調和を図る。2. 明治通り又は渡辺通りに直接面する広告物については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 表示面積は、この表の備考で定める算出方法に従い、壁面1面につき合計250㎡以内とし、かつ、壁面面積の1/10以下とする。(2) 広告物は、自家用広告物に限る。(3) 道路の上空に係る広告物は、設置してはならない。(4) 窓面広告物は、掲出してはならない。 |

| | | |
|-----------|-------------------|---|
| 屋外 広告物 | 低層部 (1階、2階部分) | 1. 質の高い洗練された広告物の設置に努め、歩行者空間の賑わいを演出する。 |
| | 中高層部 (3階以上の部分) | 1. 屋上広告物は、設置してはならない。ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。 2. 発光可変表示式広告物は、原則として設置してはならない。 |

備考

天神（明治通り・渡辺通り）地区都市景観形成地区のうち、明治通り又は渡辺通りに面して設置される広告物の掲出面積の算定は、次の表に定めるとおりとします。

| 種別 | (a)面積 | (b)係数 | (c)算出面積 |
|-----------|-----------------|--|----------------|
| (1) 壁面広告物 | 縦×横 (掲出枠) | $\sqrt{(\text{高さ}/10)}$ ※高さ：地上より広告物の中心までの距離 | {(a) × (b)}の合計 |
| (2) 懸垂幕 | 縦×横 (ガイドレール) | 0.5 × 箇所数 ※箇所数：集約された複数幕は1とみなす | {(a)の合計} × (b) |
| (3) 突出看板 | 縦×横 | $\sqrt{(\text{高さ}/10)}$ ※高さ：地上より看板の上端までの距離 | {(a) × (b)}の合計 |

注)

- この表は、壁面広告物、懸垂幕及び突出看板に適用します。
- 地上独立広告物その他これに類する広告物は、実面積とします。
- 広告物の水平断面が円形である場合は、最大円周の1/3に広告物の高さを乗じて得られる面積を1面とみなします。
- 広告物の水平断面が円形の一部である場合は、一部を構成すると考えられる最大円周の1/3又は実延長のうち、小さい方の値に広告物の高さを乗じて得られる面積を1面とみなします。

※市全域や都心ゾーンの景観形成方針・基準があわせて適用されますので、福岡市景観計画本編をご参照下さい。

当地区は「福岡市景観計画」における都心ゾーンに位置しており、建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲が定められています。

■ 色彩に関する景観形成基準

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は、以下のとおりとします。

- 1 建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、蛍光色以外のものとします。
- 2 各ゾーンにおける色彩の基準は、表1に掲げる色彩基準（日本工業規格Z 8721に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値）のとおりとします。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

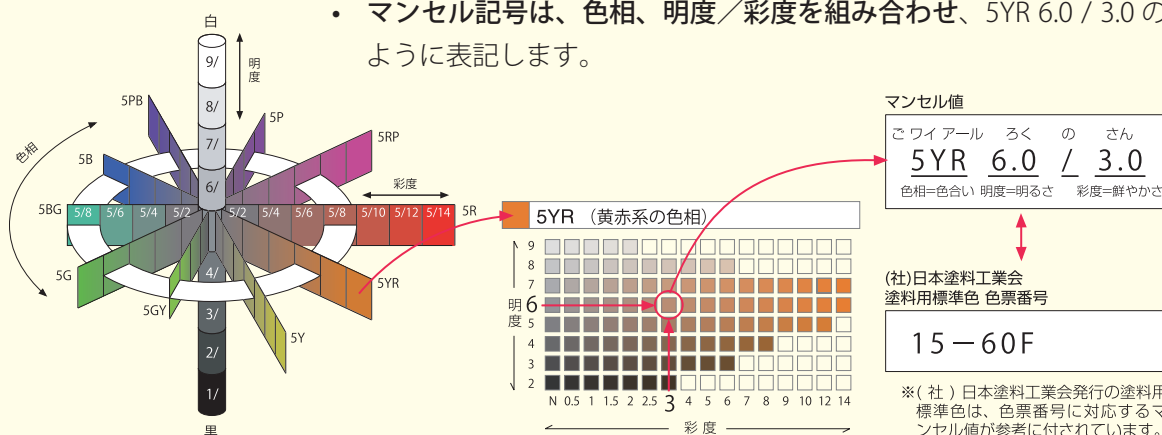
- ・各面の見付面積の10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合
- ・無着色の自然素材を用いる場合
- ・地域の良好な景観形成に資するもので市長が都市景観形成上の支障がないと認める場合

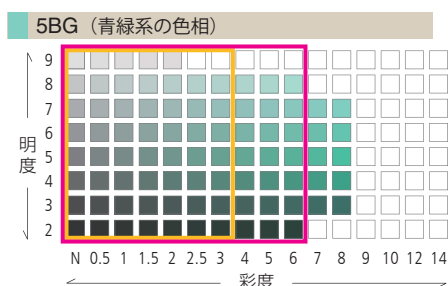
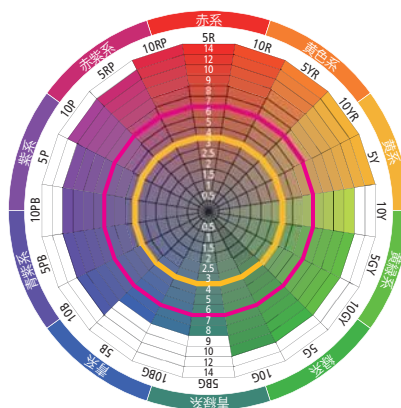
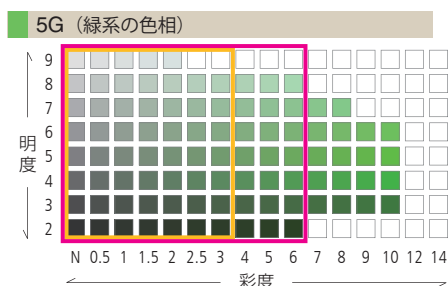
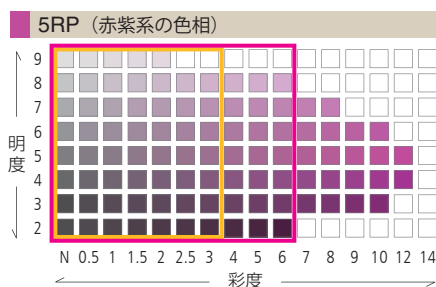
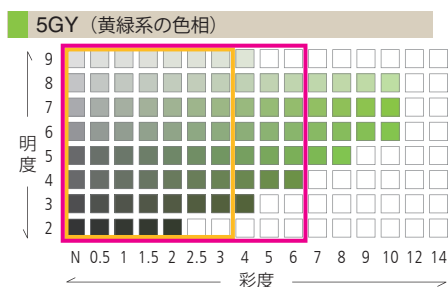
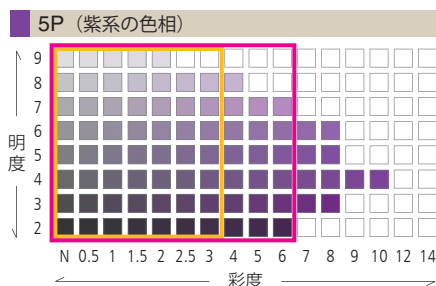
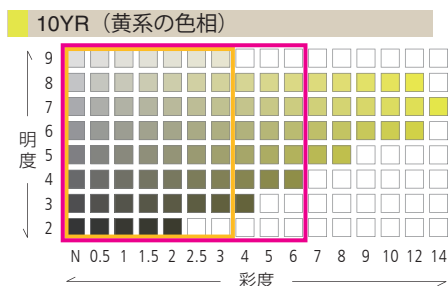
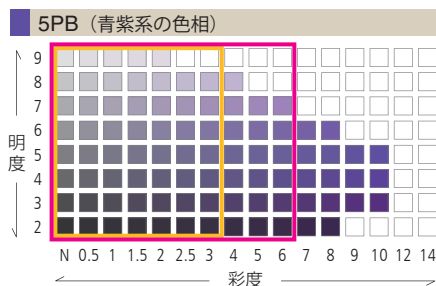
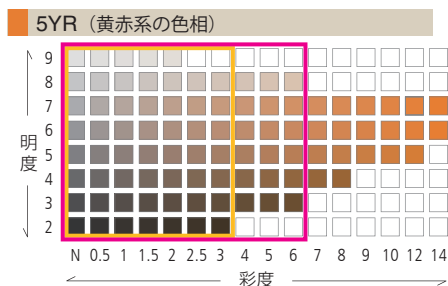
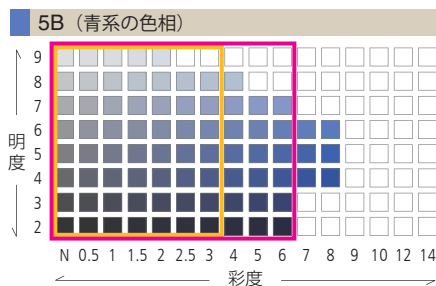
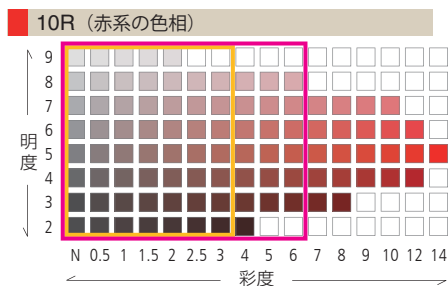
表1 都心ゾーンにおける色彩基準

| 区分 | 色相 | 明度 | 彩度 |
|-----|--------|----|-----|
| 建築物 | 全ての有彩色 | — | 6以下 |
| | 無彩色 | — | 6以下 |
| 工作物 | 全ての有彩色 | — | 3以下 |
| | 無彩色 | — | 3以下 |

マンセル表色系を用いた定量的な色彩基準の設定

- ・ 色相は、いろあいを表すもので、10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせて表記します。
- ・ 明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。
- ・ 彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。
- ・ マンセル記号は、色相、明度/彩度を組み合わせ、5YR 6.0 / 3.0のように表記します。





建築物
工作物

※この図は印刷のため、正確な発色ではない場合があります。

お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL : 092-711-4589 FAX : 092-733-5590

E-mail : toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp